

直接請求等に必要な選挙権を有する者の数

(単位:人)

直 接 請 求 等 の 種 類		必 要 署 名 数	
地方自治法の規定による 直接請求	条例の制定又は改廃請求(第74条第1項) 監査請求(第75条第1項)	本市の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	33,799
	議会の解散請求(第76条第1項) 長の解職請求(第81条第1項) 主要公務員の解職請求(第86条第1項)	本市の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	311,244
	議員の解職請求(第80条第1項) 区選挙管理委員の解職請求(第86条第1項)	各区の選挙権を有する者の総数の3分の1	※
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による委員の解職請求 (第8条第1項)		本市の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	311,244
市町村の合併の特例に関する法律の規定による 請求	合併協議会設置の請求 (第4条第1項、第5条第1項)	本市の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	33,799
	合併協議会設置協議の投票の請求 (第4条第11項、第5条第15項)	本市の選挙権を有する者の総数の6分の1の数	281,659

※各区の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

中央区	北 区	東 区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南 区	西 区	手稲区
71,823	80,456	74,749	62,347	35,895	66,342	30,614	38,534	62,927	39,633

【参考】札幌市各区選挙人名簿登録者数

令和7年9月1日現在

	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	計
男	96,248	113,394	105,330	87,840	48,448	90,700	42,901	52,970	85,663	55,133	778,627
女	119,220	127,973	118,917	99,199	59,236	108,325	48,940	62,631	103,118	63,764	911,323
計	215,468	241,367	224,247	187,039	107,684	199,025	91,841	115,601	188,781	118,897	1,689,950